

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、お知らせします。

令和 7 年 1 0 月 3 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1)業 務 名	P I O－N E T用パソコン等納入設置および賃貸借
(2)仕 様 書	別紙「P I O－N E T用パソコン等納入設置および賃貸借仕様書」のとおり
(3)履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市市民生活部市民相談センター
(4)履 行 期 間	令和 8 年 1 月 1 日から令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日まで
(5)入札参加要件	1 本件に係る物品の納入・設置、賃貸借契約を行えること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可。）。 2 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 3 過去 2 年間に本市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 4 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。 5 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 6 秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 7 市税に滞納がないこと。
(6)入札参加申込み	
受 付 期 間	令和 7 年 1 0 月 3 日（金）から同月 1 0 日（金）まで （土曜日、日曜日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 1 階 市民生活部市民相談センター 消費生活担当

(7) 指名(非指名)通知	令和7年10月21日(火)までに通知
(8) 入札	
日 時	令和7年10月31日(金) 午後2時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所2階 2-B会議室
入札保証金	免除
(9) 契約日	令和7年11月7日(金)まで(予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けてください。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 業務受注状況確認書（様式3）

過去2年間に、本業務と同様の業務について契約を履行したことが確認できる契約書、その仕様書の写しを添付してください。

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）

(イ) 秋田市に納めた固定資産税（令和6年度および令和7年度納期到来分までのもの。課税されていない場合は、課税証明書又は資産なし証明書。）

オ 商業登記簿謄本又は法人登記事項証明書（申請前3か月以内に発行されたもの。写し可。）

カ 誓約書（様式4）

キ 同等品承認書（様式5）

ク 申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。なお、様式1から5については、秋田市のホームページから入手してください。

(2) 指名および非指名通知の送付について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知を送付します。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。

3 入札について

(1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

(2) 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に削減又は減額があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加してください。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約です。

- (3) 入札書の入札金額に履行期間中の総額を記入してください。
- (4) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行います。
- (6) 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。
- (7) 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された申請書は、返却しません。
- (3) 申込書の提出に関する問合せ先
秋田市市民生活部市民相談センター 消費生活担当
電話 018-888-5648